



後期高齢者医療制度の加入者の皆さんへ



令和8年8月から利用できる「**資格確認書**」または「**資格情報のお知らせ**」は7月中にお手元に届くよう市町村から郵送されます。

マイナ保険証の利用回数によりお手元に届く郵送物が異なります

8月に入ってもどちらも手元に届かない場合は、お住まいの市町村の後期高齢者医療担当窓口へお問い合わせください。
以下のご案内は、令和8年8月1日時点における年齢を基準としています。

85歳以上の方	全員	▶ 新たな	
		「 資格確認書 」	
		(ハガキサイズ)を	
		お送りします	
84歳以下で	マイナ保険証を普段から 利用していない人 (マイナ保険証を持っていない人も含みます)	▶	
	マイナ保険証を普段から 利用している人(※) (引き続きマイナ保険証をご利用ください)	▶	
		「 資格情報のお知らせ 」	
		(A4サイズ)を	
		お送りします	

- 「**資格情報のお知らせ**」のみでは受診できませんが、カードリーダーの不具合など、何らかの事情で医療機関などでマイナ保険証を利用できない場合に、マイナ保険証と一緒にご提示いただくことで受診できます。
- マイナ保険証での受診が難しくなった場合は、市町村の後期高齢者医療担当窓口に申請することで資格確認書を発行できます。

※ …マイナ保険証の利用回数要件



「マイナ保険証を普段から利用している人」は、以下の条件をともに満たす人です。

- ① 過去1年間で6回以上マイナ保険証を利用している人
- ② 概ね直近3か月以内にマイナ保険証を利用している人

マイナ保険証のご利用状況は、お届けした資格確認書または資格情報のお知らせを作成した時点の情報となります。

後期高齢者医療制度の保険料率が改定されました

年間保険料額 (A+B)

A 医療分	=	均等割額 57,100円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 10.63%
B 子ども分	=	均等割額 1,400円	+	所得割額 (総所得金額等 - 43万円) × 0.25%

令和8年度より、従来の医療分の保険料に加え、子ども・子育て支援納付金(子ども分)もあわせて納付いただきます。賦課上限額は医療分85万円、子ども分2万1千円となります。

問 お住まいの市町村後期高齢者医療担当窓口または県後期高齢者医療広域連合

☎ 0744-29-8430 HP www.nara-kouiki.jp